

令和3年4月13日
道路局路政課
都市局街路交通施設課
鉄道局施設課

改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について 第一弾指定を行いました。

国土交通省は今国会で改正された踏切道改良促進法に基づき、改正後第一弾となる改良すべき踏切道として、新たに全国93箇所(別紙1)の指定を行いました。

- 国土交通大臣が今国会に提出した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に成立し、4月1日から施行されました。
- 今回指定する踏切道は、改正後の踏切道改良促進法に基づく最初の指定となるものです。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の従来の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- また、今回新たに指定された踏切道については、踏切道の諸元等を記載した「踏切安全通行カルテ」(別紙2)を作成し、定期的に更新することで、対策状況等を「見える化」を進めていくことにしました。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じて改良計画の策定を支援するなど、対策促進を図ってまいります。

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111
道路局路政課 課長補佐 栗原(内線 37342)
(課直通) TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616
都市局街路交通施設課 課長補佐 柳田(内線 32852)
(課直通) TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592
鉄道局施設課 課長補佐 森田(内線 57886)
(課直通) TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634



踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
1	今別小学校	青森県東津軽郡今別町	東日本旅客鉄道(株)	津軽線	今別町	町道	山の上線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
2	櫛	青森県三戸郡階上町	東日本旅客鉄道(株)	八戸線	青森県	県道	八戸階上線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
3	神明	宮城県仙台市宮城野区	東日本旅客鉄道(株)	仙石線	仙台市	市道	中野寺前北上線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
4	柴原街道	福島県いわき市	東日本旅客鉄道(株)	磐越東線	いわき市	市道	上平・駒込線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
5	三坂1	茨城県常総市	関東鉄道(株)	常総線	常総市	市道	1062号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-
6	太夫塚	栃木県那須塩原市	東日本旅客鉄道(株)	東北本線	那須塩原市	市道	N220号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
7	羽生No.22	埼玉県羽生市	秩父鉄道(株)	秩父本線	羽生市	市道	1200号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-
8	第四寄居街道	埼玉県深谷市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	埼玉県	県道	深谷寄居線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
9	第一本庄街道	埼玉県児玉郡美里町	東日本旅客鉄道(株)	八高線	埼玉県	県道	本庄寄居線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
10	第一鎌取	千葉県千葉市中央区	東日本旅客鉄道(株)	内房線	千葉市	市道	蘇我町175号線	第二条第5号 (歩道狭路踏切)	-	-
11	生浜	千葉県千葉市中央区	東日本旅客鉄道(株)	内房線	千葉市	市道	村田町19号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
12	本宿下	千葉県茂原市	東日本旅客鉄道(株)	外房線	茂原市	市道	1級17号線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
13	七栄県道	千葉県成田市	東日本旅客鉄道(株)	成田線	成田市	市道	並木町大久保台線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
14	古葉師	千葉県成田市	東日本旅客鉄道(株)	成田線	成田市	市道	横町南台線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
15	台方	千葉県東金市	東日本旅客鉄道(株)	東金線	東金市	市道	0213号線	第二条第4号 (歩道狭路踏切)	-	-
16	干潟	千葉県旭市	東日本旅客鉄道(株)	総武本線	千葉県	県道	干潟停車場豊畑線	第二条第4号 (歩道狭路踏切)	-	-
17	下沖田	千葉県市原市	小湊鉄道(株)	小湊鉄道線	市原市	市道	6035号線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-
18	鎌ヶ谷大仏1号	千葉県鎌ヶ谷市	新京成電鉄(株)	新京成線	鎌ヶ谷市	市道	4517号線	第二条第7号 (踏切支障報知装置がない踏切)	-	-
19	第三千倉街道	千葉県南房総市	東日本旅客鉄道(株)	内房線	千葉県	県道	館山千倉線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
20	郡県道	千葉県香取郡神崎町	東日本旅客鉄道(株)	成田線	千葉県	国道	国道356号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
21	下神明1号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	幹線一級5号線	第二条第2号 (歩行者ホトルネット踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	-
22	下神明2号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	V-40号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
23	戸越公園1号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	準幹線28号線	第二条第2号 (歩行者ホトルネット踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	-
24	戸越公園2号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	幹線一級6号線	第二条第2号 (歩行者ホトルネット踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	-
25	戸越公園3号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	V-39号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
26	戸越公園4号	東京都品川区	東急電鉄(株)	大井町線	品川区	区道	V-11号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
27	野方第1号	東京都中野区	西武鉄道(株)	新宿線	中野区	区道	42-90	第二条第2号 (歩行者ホトルネット踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)
28	立石大通	東京都葛飾区	東日本旅客鉄道(株)	総武支線	葛飾区	区道	葛334号線	第二条第4号 (歩道狭路踏切)	-	-
29	東府中3号	東京都府中市	京王電鉄(株)	京王線	府中市	市道	4-48号	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
30	つつじヶ丘1号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	東61号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
31	つつじヶ丘4号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	東39-1号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
32	つつじヶ丘5号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	25号線	第二条第2号 (歩行者ホトルネット踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	-
33	柴崎3号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	東37号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
34	仙川2号	東京都調布市	京王電鉄(株)	京王線	調布市	市道	東63号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	-	-
35	小川第13号	東京都小平市	西武鉄道(株)	拝島線	小平市	市道	第A-14号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
36	原当麻第一	神奈川県相模原市南区	東日本旅客鉄道(株)	相模線	相模原市	県道	52号(相模原町田)	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
37	下田	長野県上伊那郡辰野町	東海旅客鉄道(株)	飯田線	長野県	県道	与地辰野線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
38	牛ヶ島	新潟県三条市	東日本旅客鉄道(株)	信越本線	三条市	市道	松ノ木合屋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
39	上黒田	富山県高岡市	西日本旅客鉄道(株)	城端線	高岡市	市道	佐野上伏間江線	第二条第4号 (歩道狭路踏切)	-	-
40	田中	富山県下新川郡入善町	あいの風とやま鉄道(株)	あいの風とやま 鉄道線	富山県	県道	吉原入膳線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
41	岐南4号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	厚見堤防線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
42	岐南5号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	石切町下川手線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
43	茶所2号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	安良田町6丁目支 線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
44	茶所3号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	安良田町5丁目加 納八幡町支線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
45	茶所4号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	安良田町6丁目竜 田町9丁目線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
46	加納1号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	松鴻線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
47	加納2号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	加納東広江町加納 東陽町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
48	加納3号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	長住町2丁目加納 大手町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
49	加納4号	岐阜県岐阜市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	岐阜市	市道	加納西広江町1丁 目加納大石町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
50	本星崎1号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	県道	笠寺星崎線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
51	本星崎2号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	本城第5号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
52	本星崎3号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	本城立脇線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
53	本星崎4号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	立脇裕島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
54	本笠寺1号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	県道	緑瑞穂線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
55	本笠寺2号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	塩付線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
56	桜1号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	桜黒石線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
57	桜4号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	呼続町4丁目第4号 線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
58	桜6号	愛知県名古屋市南区	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	名古屋市	市道	水車呼続町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
59	知立4号	愛知県刈谷市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	刈谷市	市道	1-807号線	第二条第7号 (踏切支障報知装置がない踏切)	-	-
60	北安城12号	愛知県安城市	名古屋鉄道(株)	西尾線	安城市	市道	池浦篠目線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
61	鯛浦	愛知県弥富市	東海旅客鉄道(株)	関西本線	弥富市	市道	日毛気開線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
62	第一津島街道	愛知県弥富市	東海旅客鉄道(株)	関西本線	弥富市	市道	鯛浦122号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
63	弥富1号	愛知県弥富市	名古屋鉄道(株)	名鉄西尾線	弥富市	市道	鯛浦122号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
64	鈴鹿市第5号	三重県鈴鹿市	近畿日本鉄道(株)	鈴鹿線	三重県	県道	四日市鈴鹿環状線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
65	中村道	京都府城陽市	西日本旅客鉄道(株)	奈良線	城陽市	市道	401号線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
66	羽倉崎2号	大阪府泉佐野市	南海電気鉄道(株)	南海本線	大阪府	府道	日根野羽倉崎線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
67	仮美原太子線	大阪府富田林市	近畿日本鉄道(株)	長野線	大阪府	府道	美原太子線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
68	河内長野1号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	河内長野市	市道	長野遊園地河合寺 線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
69	吉見ノ里1号	大阪府泉南郡田尻町	南海電気鉄道(株)	南海本線	田尻町	町道	新家田尻線1号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
70	箱作18号	大阪府泉南郡岬町	南海電気鉄道(株)	南海本線	大阪府	府道	淡輪停車場線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
71	子安場	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	有馬線	神戸市	市道	鈴蘭台4号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
72	勝負中	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	土山20号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
73	勝負下	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	高畑土山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
74	馬場田三	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	高畑5号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
75	長ヶ林東	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	兵庫県	県道	野谷平岡線	第二条第1号 (自動車ホトルネツ踏切)	-	-
76	大割上	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	西谷和田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
77	上土堤一	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	新在家野辻線	第二条第2号 (歩行者ホトルネツ踏切)	第二条第3号 (開かずの踏切)	第二条第8号 (事故多発踏切)
78	広畑東	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	新在家区画道路12 号線	第二条第2号 (歩行者ホトルネツ踏切)	-	-
79	宮東第一	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	加古川市	市道	野口18号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
80	平野	兵庫県川西市	能勢電鉄(株)	妙見線	川西市	市道	1434号	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
81	武庫川左岸	兵庫県三田市	神戸電鉄(株)	三田線	三田市	市道	広瀬相生線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
82	東松江2号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江4号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
83	東松江3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	中松江線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
84	中松江1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江37号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
85	東松江1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	松江3号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
86	草津	広島県広島市西区	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	広島市	市道	西4区47号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
87	毘沙門	広島県広島市安佐南区	西日本旅客鉄道(株)	可部線	広島市	市道	安佐南1区194号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
88	芦田屋	広島県広島市安佐南区	西日本旅客鉄道(株)	可部線	広島市	市道	安佐南3区391号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
89	豆尾第1	山口県熊毛郡田布施町	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	田布施町	町道	上定井手線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
90	鴨島第3	徳島県吉野川市	四国旅客鉄道(株)	徳島線	吉野川市	市道	鴨島大北3号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
91	関谷第2	香川県観音寺市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	観音寺市	市道	関谷本村線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
92	横水	愛媛県新居浜市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	愛媛県	県道	新居浜港線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
93	辻堂	大分県大分市	九州旅客鉄道(株)	豊肥本線	大分市	市道	片島・松岡線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-

踏切安全通行カルテ

よみがな	まるまる		道路名	県道〇〇線							
踏切道名	〇〇		(道路管理者名)	〇〇県							
			鉄道路線名	〇〇線							
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇-〇		(鉄道事業者名)	〇〇鉄道							
地図 (広域及び狭域)	※地図イメージ 		写真 (現況及び対策後)	※写真イメージ 							
諸元・構造等 (R元年)	踏切種別	第1種	幅員(m)	歩道部(起点寄)	車道	歩道部(終点寄)	交通規制 (車両進入防護柵等)	交通規制なし その他			
	踏切長(m)	10.0	左道路	1.0	6.2	0.0	歩車道分離方法	歩道、カラー舗装			
	横断本数(本)	1	踏切道	1.0	6.2	0.0	拡幅指針 の該当	歩道のみ拡幅の場合	○		
			右道路	1.0	6.2	1.0		歩道+車道2車までの拡幅の場合	-		
	交差角(度)	60	迂回路 (歩行者)	直近の迂回路	距離(m)		迂回路(自動車)	種類	距離(m)		
				起点側踏切	200			起点側立体交差	1300		
道路線形	左道路 曲線	直近のBF化迂回路		距離(m)	BF化状況	通学路指定状況					
	右道路 曲線	-	-	-	○						
緊急対策踏切の区分及び基準算定データ (R元年)	開かずの踏切	-	ピーク時遮断時間(分)			30	通学路要対策踏切	○			
	自動車*トムネック踏切	○	踏切自動車交通遮断量(台・時)			60,000	事故多発踏切	○			
	歩行者*トムネック踏切	-	踏切歩行者等交通遮断量(人・時)			5,000	踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量の和				
						65,000					
歩道狭隘踏切	-	前後道路の車道幅員(m)	前後歩道との幅員差(m)		自動車交通量(台/日)	歩行者交通量(人/日)					
		左道路	6.2	0.0			10,000	800			
		右道路	6.2	0.0			1.0				
踏切内の事故発生状況 (過去5年)	事故別	件数	死者数	事故発生年：事故履歴		地域・利用者からの要望等					
	踏切事故	1	1	直前横断		通学路指定や周辺に高齢者福祉施設があることから、小学生や高齢者の通行が多く、歩道幅等の安全対策の要望あり					
	道路交通事故	2	0	車両相互(乗用車×軽車両) 対人車両(乗用車×歩行者)							
踏切保安設備設置状況	賢い踏切	踏切支障 報知装置 (手動)	高規格保安設備	高齢者等の事故防止 対策設備	地域の課題	・通学路指定されており歩道整備必要 ・周辺のバイパス整備により交通量が減少見込み					
	有無					設置 年度	法指定 の状況	指定年 (計画種別)	R3		
	○	H28	○	障害物検知(レーザー式) 大型遮断装置	接続軌道化 注意看板	対策状況 (完了年)					
対策実施状況	抜本対策 (改良基準に適合する特定改良方法+一体対策)			当面対策 (実施した全ての対策と今後実施予定の対策*)							
	道路対策			除却 年度							
	鉄道対策										
対策の効果等											
今後の対策方針 対策推進上の課題											
備考 (進捗状況等)					協議会の 設置状況						
					改良計画書の 提出状況						

所在地・
管理者等

位置図・
状況写真

踏切の諸元
・構造等

課題に関する
データ

事故発生状況
・要望状況等

対策の
実施状況等

今後の
対応方針等

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
 - ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

九 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの